

和歌山県中小企業一般融資振興対策資金（環境保全枠）融資借入申込に係る対象施設等認定要領

（目的）

第1条 この要領は、和歌山県中小企業一般融資要領（平成17年4月1日制定）第3条第2項第3号に定める対象施設等（以下「対象施設等」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 対象施設等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公害関係法令に基づく特定施設を有する工場等から発生する公害の防止に必要な施設
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための施設（収集運搬設備を除く。）
- (3) 工場移転以外に公害の防止対策がないと認められる場合の工場移転に伴う施設
- (4) 吹付け石綿その他石綿を含む建築材料が使用されている施設であって、石綿の粉じんの排出又は飛散の防止対策をするもの
- (5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する自動車であって、同法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号（第5号を除く。）に掲げるもの（ただし、非適合車からの代替として購入するものに限る。）
- (6) その他公害防止上知事が必要であると認めた施設等

（認定の申請）

第3条 認定申請に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 和歌山県中小企業一般融資振興対策資金（環境保全枠）融資借入申込に係る対象施設等認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 添付書類
 - ア 第2条第1号、第2号及び第6号に掲げる対象施設等に係る申請の場合
 - (7) 事業の概要を説明する書類
 - (イ) 見積書、仕様書、カタログ、図面及び配置図
 - (ロ) 環境保全に関し講じる措置を記載した書類
 - (ハ) 対象施設等の設置に際し公害関係法令に基づく許可又は届出が必要な場合にあつては、公害関係法令に基づく許可証又は届出書の写し
 - イ 第2条第3号に掲げる対象施設等に係る申請の場合
 - (7) 事業の概要を説明する書類
 - (イ) 見積書、仕様書、カタログ、図面及び配置図
 - (ロ) 環境保全に関し講じる措置を記載した書類
 - (ハ) 対象施設等の設置に際し公害関係法令に基づく許可又は届出が必要な場合にあつては、公害関係法令に基づく許可証又は届出書の写し

- (d) 環境問題の概要（移転しなければならない理由）
- (e) 現工場の所在する付近の見取図
- (f) 移転先付近の見取図
- (g) 移転先市町村長の同意書
- (h) 移転先周辺土地所有者の同意書
- (i) 移転先の土地の登記事項証明書
- (j) 移転先の土地の所有権を有しない場合にあっては、使用する権限を有することを証する書類（土地建物賃借契約書の写し等）

ウ 第2条第4号に掲げる対象施設等に係る申請の場合

- (7) 事業の概要を説明する書類
- (イ) 施設の配置図及び付近の見取図
- (ロ) 工事見積書及び工事設計書（施設規模、構造等がわかるもの）
- (エ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項及び第2項の規定に基づき届け出た特定粉じん排出等作業実施届出書の写し又は当該施設に石綿を含む建築材料が使用されていることを証する書類

(3) その他必要とする書類

2 認定申請の受付窓口は、対象施設等の所在地が和歌山市内である場合は、環境生活総務課、それ以外の場合は所轄の保健所とする。

（認定通知書の交付）

第4条 環境生活総務課は申請書を受領後、関係課室と協議の上、事務的・技術的な審査を行い、融資の対象となる対象施設等であると認めた場合は、申請者に認定通知書（別記第2号様式）を交付する。

（認定の省略）

第5条 第2条第5号に掲げる対象施設等にあっては、この要領による認定は不要とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年7月2日から施行する。